

事 務 連 絡
令和3年1月26日

各高齢者施設管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

新型コロナウイルス感染者が入所を継続する場合の具体的な対応について

日頃は、高齢者福祉行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染者が高齢者施設内で入所を継続する場合の留意点については、令和3年1月14日付け厚生労働省事務連絡（以下「国通知」という。）「病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について」で周知しているところです。

感染者が入所を継続する場合には、健康管理や感染拡大防止策の徹底に細心の注意を払う必要があります。全国老人福祉施設協議会が感染者発生時の日常的なケア等、12のシーンごとの実践的なノウハウ動画を作成していますので、ぜひ下記 URL から視聴いただき、国通知の確認と併せて感染者が入所を継続する場合のシミュレーションを実施していただきますようお願いします。

【感染発生時ノウハウ動画集】

<https://www.roushikyo.or.jp/index.html?p=we-page-single-entry&type=contents&spot=357325>

（別紙）「病床ひっ迫時における高齢者施設での施設内感染発生時の留意点等について」
（令和3年1月14日付け厚生労働省事務連絡）

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
TEL 087-832-3268